

## 令和3年第9回弘前市教育委員会会議録

日時 令和3年7月21日(水)

午後3時

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

### ◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告  
報告第8号 臨時代理の報告について  
(弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則等の一部改正について)
- 6 議案の審議  
議案第16号 教育財産の取得申出について  
議案第17号 弘前市大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会運営規則案  
議案第18号 大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会委員の委嘱について  
議案第19号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会運営規則案  
議案第20号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について  
議案第21号 弘前市奨学金貸与者の決定について
- 7 閉会宣告

### ◇付議事件

議事日程に同じ

### ◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 齋藤 由紀子 委員、3番 柿崎 良樹 委員、  
4番 村谷 要 委員、5番 日景 弥生 委員

### ◇欠席委員

なし

### ◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 鳴海 誠、学校教育推進監 横山 晴彦、教育総務課長 菅野 洋、  
学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、  
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長 小笠原 恭史、  
生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、

博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 石岡 博之、文化財課長 小山内 一仁

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課総務係長 藤田 真徳

---

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和3年第9回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に3番 柿崎 良樹 委員と5番 日景 弥生 委員を指名いたします。  
会期は本日1日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が1件、議案が6件となっております。

議案第21号は、奨学金の貸与候補者の個人情報に関する事項が審議されることから、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認め、議案第21号は非公開で審議することといたします。

・報告第8号

○教育長（吉田 健） 報告第8号 臨時代理の報告、弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則等の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（菅野 洋） 報告第8号 臨時代理の報告、弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則等の一部改正についてご説明申し上げます。本報告は、押印の見直し及び令和3年4月からの市の公金収納事務の一部変更に伴い、教育委員会規則に定めのある様式の所要の改正について、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものでございます。

押印の見直しに伴う改正に関しては、5月20日の教育委員会協議会でも概要をご説明しましたが、行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を図ることを目的として、全庁的に押印の見直しが進められていることに伴い、教育委員会規則に設けている各様式についても、氏名を自署すれば押印を不要とすることとして、所要の改正を行うものです。

本改正について関係する11の規則については、改正について手法が同様であることから、すべての改正の説明は省略し、一例のみを取り上げてご説明いたします。

弘前市立学校の学校医等公務災害補償条例施行規則の様式第3号（その3）の様式を例にご説明いたします。

氏名欄の横の「印」を削除いたします。備考欄に本人が署名しない場合は、記名押印することを記載します。ほか、56件の様式について、同様の改正をしております。

郷土文学館管理運営規則様式第3号の文学館資料特別利用許可申請書に関しては、申請した個人を特定する必要が薄いことから、例外的に押印廃止を機に署名についても今後不要といたします。したがって、備考欄に本人が自署しない場合には記名押印を求める記載をいたしません。なお、同様に押印廃止を期に署名も不要とする様式は、博物館資料特別利用許可申請書の1件です。

次に、公金収納事務の一部変更に伴う改正についてご説明いたします。

こちらは、市で発行する納入通知書の納付場所が令和2年度までは市内近郊の金融機関及び市役所の窓口のみでしたが、令和3年度より全国にある市の指定金融機関及び東北6県内のゆうちょ銀行においても納付できることとなったため、奨学金の返還方法について記載する「弘前市奨学金返還計画書」の一部を改正するものです。

納入場所について、これまでは市内・近郊の金融機関、市役所窓口で納入又は全国のゆうちょ銀行で納入という選択肢を設けておりましたが、公金収納事務の一部変更に伴い、市の指定金融機関、東北内のゆうちょ銀行、市役所窓口で納入又は東北外のゆうちょ銀行で納入という選択肢に変更いたします。

改正後の様式で1を選択した場合には市のシステムから発行する納入通知書を、2を選択した場合は、納入通知書での支払いができないため、ゆうちょ銀行でのみ支払うことができる「払込取扱票」を奨学生へ送付することとなります。

なお、公金事務の一部変更に伴う改正は、ただいまご説明しました「弘前市奨学金返還計画書」の改正のみとなっております。

附則についてですが、施行期日について定めており、市長部局での弘前市規則の押印廃止に係る改正規則の施行日と同じく、令和3年6月1日を施行期日といたします。

また、経過措置として、この規則の施行の際にすでに使用していた様式については、所要の調整をして使用することができる旨を規定するものです。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 報告第8号を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第8号は承認されました。

・議案第16号

○教育長（吉田 健） 議案第16号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 議案第16号 教育財産の取得申出について、ご説明申し上げます。

本議案は、教育財産の取得について市長に申出するものであり、提案理由は、東部及び西部学校給食センターで使用する食器を、経年劣化に伴い更新しようとするものであります。今回購入する食器は、新型コロナウイルス対策やノロウイルス対策に有効とされている、塩素系漂白剤に対応できる材質のものを購入することとしております。取得する財産は、東部及び西部学校給食センターで使用する麺用丼、それぞれ6,000個で、取得金額としては、それぞれ1千016万4千円、合計2千032万8千円を予定しております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第16号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は可決されました。

・ 議案第17号

○教育長（吉田 健） 議案第17号 弘前市大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会運営規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 議案第17号 弘前市大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会運営規則案についてご説明申し上げます。この大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会につきましては、先の6月議会において附属機関としての設置が議決されたことに伴いまして、実際の策定委員会の運営をしていくための内容を定めるものでございます。具体的には委員の役割、定足数、会議の議決の基準という委員会を運営していくために必要な内容を定めるものでございます。また、最初の会議につきましては弘前市教育委員会教育長が招集するという附則を加えて新たに定めるということになります。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○5番（日景弥生委員） 委員の任期は何年ででしょうか。

○文化財課長（小山内一仁） 次の議案第18号に関連することでございますが、今回のこの委員会の委員の委嘱については、保存活用計画が実際に策定された段階で廃止ということになるものですので、委嘱の日から審議等が終わって策定するところまでとなると考えております。

○5番（日景弥生委員） 次の案件とも重なる部分ですが、その中にたとえばジェンダーバランスは記載されているのでしょうか。つまり男性女性の比率みたいな。

○文化財課長（小山内一仁） 男性女性の比率については特に定めてございません。可能な限り女性の委員もとは考えているのですが、どうしても文化財に特化した委員会とかなると、なかなか女性の専門的な知見を持った方がいないというのが実情でござ

いまして、次の議案第18号でもその話になるのではないかと考えておりましたが、実際に女性の比率を何割と定めてしまうと、人選がなかったときにその分野だけ空になってしまう可能性もあるので、文化財の関係のものについては、現在一応該当者がいないかということで考慮はいたしますが、率をいくらというふうには定めていないのが現状でございます。

- 5番（日景弥生委員） それに係るところですが、前にも審議会等の委員についてご検討をお願いしたいと申し上げているところです。一つは任期ですね。最長何年までとか、あるいは何期とかそのようなことを決めたほうがいいのではないかとということをお願いしたように思います。ジェンダーバランスのこともその時にもお話ししたように思います。それから年齢構成というのはなかなか書きにくいところではありますけど文章化しなくてもそういう視点も少しあったほうがいいのかなというふうには思っているところです。

今回の運営規則そのものについては、反対するものではありませんが、いろんな角度から委員会の規則に明記してほしいとっておりますので、今後ご検討いただくときには、ぜひその辺りを加えていただければと思っております。女性が少ないって言うのは、ある意味逃げと言いますか、なぜならば約半数が女性ですから探し方とか公募の仕方とかを検討し、もっと積極的にやっていく必要があると思います。特に弘前市はパートナーシップ制度を策定するなど県内でもジェンダー平等に積極的な取り組みをしていますので、他の規則等にもそれらの視点を入れるほうが私は望ましいと思います。ぜひ教育委員会の制度にも、そういう視点を加えていただきたいと思っております。一応要望です。

- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 教育長（吉田 健） 議案第17号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は可決されました。

・議案第18号

- 教育長（吉田 健） 議案第18号 大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

- 文化財課長（小山内一仁） 議案第18号 大石武学流庭園群保存活用計画策定委員会委員の委嘱についてご説明申し上げます。大石武学流庭園群保存活用計画の策定にあたり、庭園及び建築等の学識経験者、庭園所有者らによる検討審議を踏まえて進める必要があるため、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱する者の氏名等についてご説明いたします。仲隆裕先生は、学識経験者でありまして、京都にいらっしゃる方ですが、日本庭園等の研究にかなり古くから携わり、実際に国で指定している名勝、文化財指定の庭園の保存活用計画の策定にかなり多く

かかわっておられ、庭園史では国内で第一人者という方です。中村琢巳先生は、学識経験者でありまして、東北工業大学の建築学科の准教授をされています。特に古い建物、例えば仲町の伝統的建造物群の建物とか、古民家、そういった古い建物に非常に精通している方で、特に東北工業大学の研究室の中で弘前の古い建物のデータがほぼ揃っているというような背景もございます。なぜ建築の方が入るのかというところがありますが、指定された名勝につきましては、庭そのものの価値と共に、多くはその母屋の縁側とか、そういうところから眺める庭園の景観が指定の対象になっているということもありますので、例えばその母屋の改修といったところの部分についての知見をいただくということで入っていただくことにしたものです。今井二三夫さんは学識経験者ということで、現在、弘前の文化財保存技術協会の理事長をされています。津軽一円に広く広がる大石武学流庭園の見識を持つ方の中では第一人者と言われている方で、今回のこの策定委員会には欠かせないということで、今回お願いすることになったものです。小林勝さん、学識経験者でございまして、公園の桜の管理で樹木医として広く知られる方ですが、大石武学流庭園においても、樹木の植生が景観の中に非常に重要な位置づけにありますので、樹木の植生に関する知見を持っているということで今回お願いすることになったものです。成田さん、對馬さん、須藤さんは、令和2年3月に新たに国から名勝指定を受けた3つの庭園の所有者です。文化庁からの指導の中に保存活用計画の策定にあたっては所有者の意向、考え等も十分反映させるようにという指導がありますので、今回3名の所有者の方にも委員の中に入れていただくこととなります。大石武学流庭園群の保存活用計画策定につきましては、この3つの庭園に加え、当市の所管で船沢地区に所在する瑞樂園も保存活用計画の対象として、計画を策定するというような予定になっています。委嘱の期間は委嘱の日から審議等の終了までということで、実際の検討審議、計画の策定、この計画の策定にあたっては、文化庁の承認を得るところまでになりますので、その終了までが委嘱の期間ということでお願いしたいと考えております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○5番（日景弥生委員） 多分これも内諾をいただいて、もう委嘱の日も決まっていると思いますので、今回はこの方たちをお願いするのが望ましいと思っております。ただ先程申し上げましたように、全員が男性ですので、そこは次の時に考えていただければというのが要望の1点目です。2点目は、提案理由では、大石武学流庭園の保存活用計画策定のためにこの委員を委嘱するわけですが、実際に7名の方を見ますと学識経験者4名、庭園所有者3名ということで、それ以外の立場の方が入っていない。でも提案理由の策定ということを考えるならば、学識経験者と庭園所有者だけではなく、それ以外の方々のご意見を伺わないと、おそらくこの保存活用計画には十分な提案ができにくいように思います。つまりご専門ではなくても違う視点からの意見が必要ではないでしょうか。今回はこの7名の方に委嘱するとしても、次回以降はもう少し幅広い視点から委員の方を委嘱することを考えていただけないかというのが2点目の要

望です。よろしくお願いします。

○4番(村谷 要委員) 今のお話、保存となるといろいろな専門的な知見が必要と思いますが、活用というのはいろんな形で考えている方がいるので、活用という視点で考えると女性ってかなり入ってくるのかなど。保存は確かに難しいかもしれませんが、活用という視点で取り入れていただけたらと思います。

○教育長(吉田 健) ほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 議案第18号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は可決されました。

・議案第19号

○教育長(吉田 健) 議案第19号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会運営規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長(小山内一仁) 議案第19号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会運営規則案についてご説明申し上げます。弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会の運営について、条例で定めるもののほか、必要な事項を整備するため、規則を制定しようとするものであります。

こちらのほうも6月議会で条例の一部改正を行い、この審議会の中に専門部会を設けることができる、それから審議会の委員の定数の増といったものが議会で議決されたことに伴いまして、新たに審議会の運営規則を定めるものであります。こちらのほうも審議会の委員の役割だったり、定足数、議決の基準といったものを定めたものになります。この今回の審議会運営規則のほかに、附則第4項、弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用条例の施行に関する教育委員会規則の一部の改正も併せて行います。同規則の第10条、第11条、これは審議会の委員の役割ですとか、会議の定足数などが盛り込まれている部分でございますが、今回新たに定めます審議会の運営規則のほうで規定することになりますので、第10条、第11条は削除し、第12条を第10条とすることとします。また運営規則の中で最初の会議の招集についても記載することになりますので、施行に関する教育委員会規則の附則第3項を削除します。

説明は、以上であります。

○教育長(吉田 健) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) 議案第19号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長(吉田 健) ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は可決されました。

・議案第20号

○教育長（吉田 健） 議案第20号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 議案第20号 弘前市伝統的建造物群保存地区保存活用審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。弘前市仲町伝統的建造物群保存地区の防災計画見直しにあたり、防災対策等を専門とする学識経験者及び関係行政機関の職員による検討審議を踏まえて進める必要があるため委員を追加で委嘱しようとするものであります。

今回追加で委嘱する委員は全部で3名です。後藤治さんは学識経験者で、現在工学院大学の理事長をされております。建築・防災対策の専門家で、特に火災対策に対して非常に深い知見を持っておられます。中尾方人さんは学識経験者で、現在、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院特別研究教員をされております。特に耐震対策で専門的な知見が非常に深いということで今回委員をお願いすることとなっております。久保順一さんは関係行政機関の職員で、仲町地区を統括する弘前市消防団の第一方面団長ということで、実際に地区で消防・防災の活動をされている方ということで、今回お願いする形になったものです。次に委嘱の期間ですが、委嘱の日から令和4年10月31日までとなっております。本来、伝統的建造物群保存地区保存活用審議会の委員の任期は2年以内と定めておりますが、すでに委嘱されている委員と任期の終期を合わせたものでございます。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○5番（日景弥生委員） 一人は東京の方、もう一人は横浜の方でかなり遠方からお見えになるようですが、当然防災という視点で専門家を依頼するというのはよくわかるのですけれども、もうちょっと近場でどなたかいらっしゃらないのかと個人的に思います。

○文化財課長（小山内一仁） 始めから今回委嘱する委員の方ありきではなくて、県内の工業大学とかから、どなたかおりませんかといろんなところに尋ねたのですが、近代建築とかであれば関わっている方いるのですが、古い武家住宅の類となると少し違うとのことで、県内もそうですし東北の中とかいろいろ探した上で、今回、ちょっと遠いのは遠いのですが、ご快諾いただいたのでお願いしたということになります。

○5番（日景弥生委員） なかなか見つからないというのは理解したのですが、交通費が負担になると思うのですね。限られた予算の中で中身の濃い話をしてもらうのはとても大事と思っていたのでそういう質問をさせていただきました。もう一つですね、今こういう時代になってきて、リモート会議などがどんどん増えてきております。1回は来ていただき、よくご覧になって頂く必要はあると思います。でもそういうものを活用することで交通費等の支出の抑制にもつながると思いますので、そういうこともご検討いただければと思います。それから併せて、学識経験者にお二人とも教員の方がなっていますが、必ずしも教員じゃなくてもいいのではないかなと思います。防災



という視点でいろんなことがわかっていて、弘前市にアドバイスをくださる方であればよろしいのかなと思います。そうすることで他の審議会等にもいろんな視点が入ってくるとと思いますので、ぜひお願いしたいなと思います。今回に関しては特にこれで異論はありません。

○文化財課長（小山内一仁） 今回この防災計画の策定にあたってはですね、県内の建築士さんや建築を生業としている方々の中で、文化財建築をどうやって守っていくかっていう県で行っているヘリテージマネージャーという制度があるのですが、この近隣の方も10人くらい名を連ねていまして、その方たちに策定における建築物の調査等についてご協力をいただけるということになっておりまして、そのヘリテージマネージャーの皆さんたちの研修というのも兼ねるということもありまして、いずれはこの方たちに頼める、そういう人材になってもらえればという、人材育成の観点も兼ねているということも補足しておきたいと思います。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第20号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第20号は可決されました。

・議案第21号

○教育長（吉田 健） 議案第21号の審議にあたり、関係課長以外の退席をお願いいたします。

（関係課長以外退席）

○教育長（吉田 健） 報告第21号 弘前市奨学金貸与者の決定について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第9回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時57分 閉会

---

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 柿 崎 良 樹

署名者 日 景 弥 生